

平成25年10月の主な動き、取組

1 厳しい雇用失業情勢への対応（平成25年8月内容）

有効求人数	28,833 人	対前年同月比	4.5%増
有効求職者数	39,840 人	対前年同月比	6.5%減
有効求人倍率	0.75 倍	対前月	0.01P 減

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・若者、女性、障害者、高齢者の就業実現

2 高校生のための就職面接会の開催

平成25年8月末の求人状況は、前年同月を県内求人で24.3%、県外求人で19.8%上回っているものの、依然として県内就職希望が多い現状から、高校生の就職内定を促進することを目的として、例年就職面接会を開催しています。

- ・開催日時

平成25年10月29日（火）13：00～17：00

- ・開催場所

鹿児島アリーナ（鹿児島市永吉1丁目30－1）

- ・平成26年3月卒業予定者の求人・求職状況（平成25年8月末）

求人数	県内 2,448 人	県外 31,482 人	合計 33,930 人
就職希望者数	県内 2,290 人	県外 2,006 人	合計 4,296 人

3 鹿児島県最低賃金額の改正

10月27日から鹿児島県地域別最低賃金が、現行の最低賃金654円を11円引上げ665円に改正されます。

4 平成25年における労働災害発生状況（7月末）

休業4日以上の死傷者数	954 人	対前年比	3.1%減少（前月末：2.2%減少）
死亡者数	4 人	対前年比	69.2%減少（前月末：72.7%減少）

- ・引き続き、第12次労働災害防止計画の周知啓発及び取組強化
- ・引き続き、第12次労働災害防止計画の重点業種に位置付けられている第三次産業（小売業・社会福祉施設・飲食店）、陸上貨物運送事業、建設業、製造業に対する個別指導等の実施

5 全国労働衛生週間の実施

10月1日から7日は全国労働衛生週間です。

6 平成25年度「均等・両立推進企業の表彰」

平成25年度「均等・両立推進企業表彰」均等推進企業部門鹿児島労働局長優良賞の受賞企業として、鹿児島製茶株式会社を表彰することとしました。

8月の有効求人倍率は0.75倍で、 前月を0.01ポイント下回る

鹿児島県の8月の有効求人倍率(季節調整値)は0.75倍となり、前月(0.76倍)を0.01ポイント下回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は1.12倍となり、前月(1.19倍)を0.07ポイント下回りました。

新規求人数は前年同月に比べ5.5%減と17ヶ月ぶりに減少となりました。

産業別では前年同月に比べ、建設業(6.1%増)は8ヶ月連続の増加、卸売業、小売業(1.2%増)は8ヶ月連続の増加となりました。一方、製造業(0.4%減)は2ヶ月ぶりの減少、運輸業、郵便業(5.7%減)は2ヶ月ぶりの減少、宿泊業、飲食サービス業(15.2%減)は2ヶ月ぶりの減少、医療、福祉(13.4%減)は3ヶ月ぶりの減少、サービス業(6.4%減)は3ヶ月ぶりの減少となりました。

新規求職者数は前年同月に比べ7.7%減と2ヶ月ぶりの減少となりました。

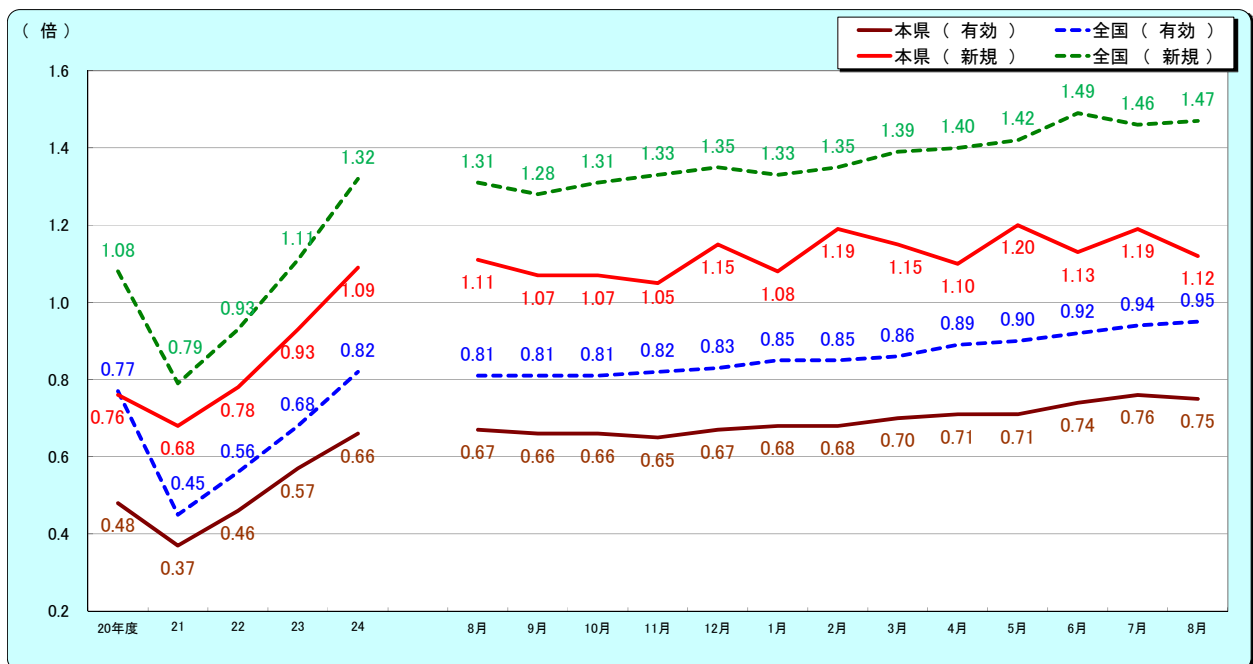
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(0.5%増)は2ヶ月連続の増加、離職求職者(11.5%減)は2ヶ月ぶりの減少、無業求職者(4.6%減)は2ヶ月ぶりの減少となりました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者(17.5%減)は2ヶ月ぶりの減少、自己都合離職者(9.0%減)は2ヶ月ぶりの減少となりました。

政府の9月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、緩やかに回復しつつある。」として上方修正しました。また、雇用情勢については、「改善している。」として据え置きました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人数の増加傾向、有効求職者数の減少傾向は続いているものの、新規求人数が減少に転じ、また、有効求人倍率が前月を0.01ポイント下回るなど、これまでの回復傾向に足踏みがみられることから、今後の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。



10月29日に 「高校生のための就職面接会 in 鹿児島」を開催します

平成26年3月新規高等学校卒業予定者の就職環境は、8月末現在において、県内求人数が2,448人、就職を希望する生徒が4,296人（県内希望者2,290人、県外希望者2,006人）となり、県内求人倍率は前年同月を0.23ポイント上回り1.07倍となりました。

9月16日から選考が開始されましたが、現在のところ未充足となっている求人や、希望職種等を迷っている生徒もあり、例年、未内定者の内訳は県内就職を希望する生徒が多数を占めるなど、県外を希望する生徒に比べて厳しい環境となっております。

このようなことから、鹿児島労働局、ハローワーク、鹿児島県教育委員会及び鹿児島県では、生徒と企業との出会いの場を提供するため「高校生のための就職面接会 in 鹿児島」を以下のとおり開催することとしました。

○ 開催日時

平成25年10月29日（火） 13時00分から17時00分まで

○ 開催場所

鹿児島市永吉1丁目30-1

鹿児島アリーナ

（職業安定部求職者支援室）

地元でいかにその私達の『夢』と『力』



in 鹿児島

参加事業所募集

高校生 就職面接会



平成25年

10月29日【火】

13時～17時 ※12時より受付

鹿児島アリーナ

鹿児島市永吉1丁目
30-1

対象企業 県内企業(参加予定60社程度)

対象者 県内就職希望の平成26年3月高等学校卒業予定者のうち、就職未内定者

実施団体 鹿児島労働局・ハローワーク・鹿児島県教育委員会・鹿児島県

お問い合わせ先 鹿児島労働局職業安定部求職者支援室 tel.099-219-8711

鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル ※または最寄りのハローワークへ

鹿児島労働局ホームページ <http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

※企業の参加申し込みは裏面をご利用ください。

「高校生のための就職面接会」参加申込書

申込期限10月15日(火)まで

企業用

下記の管轄安定所へFAXしてください。

事業所名	
住 所	〒
担当者名	
電話番号	
FAX番号	

(注) 参加申込いただいた場合は、面接会の1週間前までに案内文書を郵送します。
(未着の場合は、恐れ入りますが、鹿児島労働局職業安定部求職者支援室までご連絡をお願いします。)

採用予定職種	求 人 数	求人受理安定所名	求人番号	備 考
	通勤 人			
	住込 人			
	不問 人			
	通勤 人			
	住込 人			
	不問 人			
	通勤 人			
	住込 人			
	不問 人			

管轄安定所一覧

安定所	FAX番号	電話番号
鹿児島	099-224-3250	099-224-3433
川 内	0996-22-1607	0996-22-8609
鹿 屋	0994-44-9546	0994-42-4135
国 分	0995-46-5076	0995-45-5311
加世田	0993-53-5134	0993-53-5111

安定所	FAX番号	電話番号
伊集院	099-273-2002	099-273-3161
大 隅	099-482-2141	099-482-1265
出 水	0996-63-1308	0996-62-0685
名 瀬	0997-52-4602	0997-52-4611
指 宿	0993-22-2437	0993-22-4135

10月27日から鹿児島県最低賃金額が 改定されます

平成25年8月28日に開催された第3回鹿児島地方最低賃金審議会（以下「地賃審」という。）において、平成25年度の鹿児島県最低賃金改定額について答申が取りまとめられ、現行の最低賃金額654円を11円引上げ「665円」とされました。

鹿児島県最低賃金が改定されると6.1%の労働者に影響を与えると思われることから、鹿児島労働局では、関係機関、労働者団体及び使用者団体などに周知広報を行い、事業場に対する最低賃金の監督・指導を実施するなど、履行確保を図っていくこととしています。

このほか鹿児島県には、特定（産業別）最低賃金として「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「百貨店、総合スーパー」、「自動車（新車）小売業」に決められていますが、10月より改定に向けた審議が本格的にスタートします。

なお、最低賃金の引上げで影響を受ける中小事業主の皆様を支援する事業として、鹿児島県最低賃金総合相談支援センター（099-257-4823）にて、専門家がワン・ストップで経営及び労務管理に関する相談等に無料で応じております。

改定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
鹿児島県 最低賃金額 （発効日）	630円 (21.10.14)	642円 (22.10.28)	647円 (23.10.29)	654円 (24.10.13)	665円 (25.10.27)

（参考）鹿児島県最低賃金額の推移

（労働基準部賃金室）

鹿児島県で働くすべての方へ。

確認しましょう！ **最低賃金**

665 時間額 **円**

鹿児島県のこれまでの最低賃金 **654円** から **11円** アップ↑

[発効日] 平成25年10月27日

※産業によって、特定(産業別)最低賃金が定められているものがあります。

パートやアルバイトなどの
雇用形態にも適用されます！

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

- ☒ 最低賃金額は都道府県ごとに違うことをご存知ですか？
- ☒ 賃金は最低賃金額以上になっていますか？
- ☒ 使用者は適用される最低賃金額を周知していますか？

スマホ、携帯で調べよう！自分の賃金と比べよう！



パソコンでも最低賃金がチェックできます！

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索

最低賃金に関するお問い合わせは鹿児島労働局または最寄りの労働基準監督署へ



厚生労働省

最低賃金制度とは？



働くすべての人に、賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めており、使用者（事業主）は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



適用される対象者は？

働くすべての人に、適用されます。

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

最低賃金額以上に
なっているかの

チェック方法は？



支払われる賃金※と適用される最低賃金額を、以下の方法で比較します。

(1) 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

(2) 日給の場合

日給 $\div$ 1日平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、

日給 $\geq$ 最低賃金額（日額）

(3) 月給の場合

月給 $\div$ 1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

(4) 上記(1)、(2)、(3)の組み合わせの場合

例えば、基本給が時間給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記(1)、(3)の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。



平成 25 年における労働災害発生状況

— 8 月末 —

1 概況

死傷災害については、平成 25 年 8 月末現在、954 人で前年同期に比べて△31 人、3.1%減少（前月末値：2.2%減少）している。

死亡災害については、平成 25 年 8 月末現在、4 人で、前年同期に比べて△9 人、69.2%減少（前月末値：72.7%減少）している。

重大災害については、平成 25 年 8 月末現在、3 件 11 人で、前年同期に比べて 3 件 11 人増加している。

2 死傷災害の発生状況

（1）業種別発生状況

ア 第三次産業では、死傷者数は 341 人となっており、前年同期に比べ△33 人、8.8%減少（前月末値：7.7%減少）している。

イ 第三次産業のうちの小売業では、死傷者数 98 人となっており、前年同期に比べ 21 人、27.3%増加（前月末値：32.3%増加）している。

ウ 第三次産業のうちの社会福祉施設では、死傷者数は 48 人となっており、前年同期に比べ△22 人、31.4%減少（前月末値：36.7%減少）している。

エ 第三次産業のうちの飲食店では、死傷者数は 22 人となっており、前年同期に比べ 5 人、29.4%増加（前月末値：35.7%増加）している。

オ 陸上貨物運送事業では、死傷者数は 109 人となっており、前年同期に比べ 15 人、16.0%増加（前月末値：13.4%増加）している。

カ 建設業では、死傷者数は 171 人となっており、前年同期に比べ 11 人、6.9%増加（前月末値：6.8%増加）している。

キ 製造業では、死傷者数は 205 人となっており、前年同期に比べ△20 人、8.9%減少（前月末値：9.8%減少）している。

ク 林業では、死傷者数は 27 人となっており、前年同期に比べ△4 人、12.9%減少（前月末値：7.4%減少）している。

（2）事故の型別発生状況

ア 全産業において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「墜落・転落」で、222 人（23.3%）となっている。以下、「転倒」の 177 人（18.6%）、「はさまれ・巻き込まれ」の 120 人（12.6%）、「動作の反動・無理な動

作」の80人(8.4%)、「切れ・こすれ」の78人(8.2%)、「飛来・落下」の70人(7.3%)の順になっている。

イ 第三次産業のうち小売業において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「転倒」で、24人(24.5%)となっている。以下、「墜落・転落」の15人(15.3%)、「切れ・こすれ」の12人(12.2%)、「交通事故」及び「動産の反動・無理な動作」がそれぞれ9人(9.2%)となっている。

ウ 第三次産業のうちの社会福祉施設において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「転倒」の15人(31.3%)となっている。以下、「動作の反動・無理な動作」の13人(27.1%)、「墜落・転落」の8人(16.7%)となっている。

エ 第三次産業のうちの飲食店において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「転倒」で8人(36.4%)となっている。以下、「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」及び「高温・低温の物との接触」がそれぞれ3人(13.6%)となっている。

オ 陸上貨物運送事業において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「墜落・転落」で46人(42.2%)となっている。以下、「転倒」の14人(12.8%)、「激突」の9人(8.3%)、「動作の反動・無理な動作」の8人(7.3%)、「交通事故」の8人(7.3%)となっている。

カ 建設業において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「墜落・転落」で67人(39.2%)となっている。以下、「飛来・落下」及び「はさまれ・巻き込まれ」がそれぞれ18人(10.5%)、「切れ・こすれ」の13人(7.6%)、「転倒」の11人(6.4%)、「激突」及び「崩壊・倒壊」がそれぞれ9人(5.3%)となっている。

キ 製造業において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「はさまれ・巻き込まれ」で49人(23.9%)となっている。以下、「転倒」の47人(22.9%)、「切れ・こすれ」の28人(13.7%)、「墜落・転落」の22人(10.7%)、「飛来・落下」の17人(8.3%)となっている。

ク 林業において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「飛来・落下」及び「激突され」で、それぞれで6人(22.2%)となっている。以下、「切れ・こすれ」の4人(14.8%)、「転倒」及び「はさまれ・巻き込まれ」が、それぞれ3人(11.1%)となっている。

3 死亡災害の発生状況

(1) 業種別発生状況

ア 建設業では、死亡者数は2人となっており、前年同期に比べ△2人、

50.0%減少（前月末値：66.7%減少）している。

イ 製造業では、死亡災害は発生していない。

ウ 林業では、死亡者数は1人（4月末と同値）となっており、前年同期と比べ△2人、66.7%減少（前月末値：同）している。

エ その他（第三次産業等）では、水産業において死亡者数が1人となっている（前月末値：同）。

（2）事故の型別発生状況（前月末値：同）

死亡災害の事故の型別発生状況は、林業において「飛来・落下」が、水産業において「おぼれ」が、建設業において「飛来・落下」及び「崩壊・倒壊」が、それぞれ1人となっている。

4 重大災害の発生状況（前月末値：同）

食料品製造業において、換気装置の故障を原因とする急性一酸化炭素中毒により隣室で作業をしていた労働者5名が被災している。

小売業において、交通事故により労働者3名が被災している。

建設業において、脚立からの墜落により労働者3名が被災している。

平成25年における死傷災害発生状況（死亡災害及び休業４日以上の死傷災害）

業種	平成25年（１月～８月）		平成24年（１月～８月）		対24年比較	
	死傷者数(人)	構成比（％）	死傷者数(人)	構成比（％）	増減数(人)	増減率(％)
全産業	954	100.0%	985	100.0%	-31	-3.1%
製造業	205	21.5%	225	22.8%	-20	-8.9%
鉱業	2	0.2%	2	0.2%	0	0.0%
建設業	171	17.9%	160	16.2%	11	6.9%
運輸交通業	119	12.5%	99	10.1%	20	20.2%
貨物取扱業	7	0.7%	10	1.0%	-3	-30.0%
農業	28	2.9%	28	2.8%	0	0.0%
林業	27	2.8%	31	3.1%	-4	-12.9%
畜産・水産業	54	5.7%	56	5.7%	-2	-3.6%
第三次産業	341	35.7%	374	38.0%	-33	-8.8%
陸上貨物運送事業	109	11.4%	94	9.5%	15	16.0%

（注） 1 労働者死傷病報告より作成したもの
2 「－」は減少を示す。
3 「第三次産業」の内訳は、下表で別掲。
4 「陸上貨物運送事業」は、４－３及び５－１の小計。

平成25年における死傷災害発生状況（死亡災害及び休業４日以上の死傷災害）
【第三次産業】

業種	平成25年（１月～８月）		平成24年（１月～８月）		対24年比較	
	死傷者数(人)	構成比（％）	死傷者数(人)	構成比（％）	増減数(人)	増減率(％)
第三次産業	341	100.0%	374	100.0%	-33	-8.8%
卸売業	24	7.0%	25	6.7%	-1	-4.0%
小売業	98	28.7%	77	20.6%	21	27.3%
医療保健業	34	10.0%	46	12.3%	-12	-26.1%
社会福祉施設	48	14.1%	70	18.7%	-22	-31.4%
旅館業	10	2.9%	15	4.0%	-5	-33.3%
飲食店	22	6.5%	17	4.5%	5	29.4%
清掃業	20	5.9%	26	7.0%	-6	-23.1%
その他	85	24.9%	98	26.2%	-13	-13.3%

（注） 1 労働者死傷病報告より作成したもの
2 「－」は減少を示す。
3 「その他」は、教育・研究業等の合計値

平成25年における死亡災害発生状況

業種	平成25年（1月～8月）		平成24年（1月～8月）		平成23年（1月～8月）		対24年比較		対23年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	4	100.0%	13	100.0%	12	100.0%	-9	-69.2%	-8	-66.7%
製造業		0.0%	2	15.4%	3	25.0%	-2	-100.0%	-3	-100.0%
鉱業		0.0%		0.0%		0.0%	0	0.0%	0	0.0%
建設業	2	50.0%	4	30.8%	4	33.3%	-2	-50.0%	-2	-50.0%
運輸交通業		0.0%	1	7.7%	1	8.3%	-1	-100.0%	-1	-100.0%
貨物取扱業		0.0%	1	7.7%		0.0%	-1	-100.0%	0	0.0%
農業		0.0%	1	7.7%		0.0%	-1	-100.0%	0	0.0%
林業	1	25.0%	3	23.1%		0.0%	-2	-66.7%	1	#DIV/0!
畜産・水産業	1	25.0%		0.0%	1	8.3%	1	#DIV/0!	0	0.0%
第三次産業		0.0%	1	7.7%	3	25.0%	-1	-100.0%	-3	-100.0%
陸上送貨事業		0.0%	1	7.7%	2	16.7%	-1	-100.0%	-2	-100.0%

- （注） 1 労働者死傷病報告より作成したもの
2 「－」は減少を示す。
3 「第三次産業」の内訳は、下表で別掲。
4 「陸上貨物運送事業」は、4－3及び5－1の小計。

平成25年における死亡災害発生状況

【第三次産業】

業種	平成25年（1月～8月）		平成24年（1月～8月）		平成23年（1月～8月）		対24年比較		対23年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
第三次産業	0	#DIV/0!	1	100.0%	3	100.0%	-1	-100.0%	-1	-33.3%
卸売業		#DIV/0!		0.0%		0.0%	0	0.0%	0	0.0%
小売業		#DIV/0!		0.0%	2	66.7%	0	0.0%	-2	-100.0%
その他		#DIV/0!	1	100.0%	1	33.3%	-1	-100.0%	-1	-100.0%

- （注） 1 労働者死傷病報告より作成したもの
2 「－」は減少を示す。
3 「その他」は、教育・研究業等の合計値

業種、事故の型別死亡災害発生状況（平成25年 8 月末）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動無理な動作	その他	分類不能	合計
全 産 業																						0
製 造 業																						0
鉱 業																						0
建 設 業				1	1																	2
運 輸 交 通 業																						0
貨 物 取 扱 業																						0
農 業																						0
林 業				1																		1
畜 産 ・ 水 産 業										1												1
第 三 次 産 業																						0
陸 上 貨 物 運 送 事 業																						0

注

- 1 「第三次産業」の内訳は、下表で別掲。
- 2 「陸上貨物運送事業」は、 4－3 及び 5－1 の小計。

平成25年における重大災害発生状況

業 種	(平成25年1月～8月)			(平成24年1月～8月)			増 減 数		
	件数(件)	死傷者数(人)	死亡者数(人)	件数(件)	死傷者数(人)	死亡者数(人)	件数(件)	死傷者数(人)	死亡者数(人)
全 産 業	3	11	0	0	0	0	3	11	0
製 造 業	1	5	0				1	5	0
鉱 業							0	0	0
建 設 業	1	3					1	3	0
運 輸 交 通 業							0	0	0
貨 物 取 扱 業							0	0	0
農 業							0	0	0
林 業							0	0	0
畜 産 ・ 水 産 業							0	0	0
第 三 次 産 業	1	3	0				1	3	0
陸 上 貨 物 運 送 事 業							0	0	0

- (注) 1 重大災害報告より作成したもの。
2 一時に3人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害事故について作成。
3 「－」は減少を示す。
4 被災者が属する業種が複数にまたがる場合には、主たる業種についてのみ計上している。
5 「第三次産業」の内訳は、下表で別掲。
6 「陸上貨物運送事業」は、4－3及び5－1の小計。

【第三次産業】

業 種	(平成25年1月～8月)			(平成24年1月～8月)			増 減 数		
	件数(件)	死傷者数(人)	死亡者数(人)	件数(件)	死傷者数(人)	死亡者数(人)	件数(件)	死傷者数(人)	死亡者数(人)
第 三 次 産 業	1	3	0	0	0	0	1	3	0
卸 売 業							0	0	0
小 売 業	1	3	0				1	3	0
医 療 保 険 業							0	0	0
社 会 福 祉 施 設							0	0	0
旅 館 業							0	0	0
飲 食 店							0	0	0
清 掃 業							0	0	0
そ の 他							0	0	0

- (注) 1 重大災害報告より作成したもの。
2 一時に3人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害事故について作成。
3 「－」は減少を示す。
4 被災者が属する業種が複数にまたがる場合には、主たる業種についてのみ計上している。
3 「その他」は、教育・研究業等の合計値

平成25年 業種別死傷災害発生状況（8月末）

鹿児島労働局

	平成25年		平成24年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	954	4	985	13	-31	-9
1 製造業	205		225	2	-20	-2
1 食料品製造業	123		140		-17	
4 木材・木製品製造業	13		12		1	
9 窯業土石製品製造業	11		18	1	-7	-1
11～12 金属製品製造業	7		11		-4	
13～15 機械機具製造業	13		16		-3	
上記以外の製造業	38		28	1	10	-1
2 鉱業	2		2			
3 建設業	171	2	160	4	11	-2
1 土木工事業	70	2	72	3	-2	-1
2 建築工事業	87		77	1	10	-1
3 その他の建設業	14		11		3	
4 運輸交通業	119		99	1	20	-1
1 鉄道・航空機業	3				3	
2 道路旅客運送業	8		6		2	
3 道路貨物運送業	108		92	1	16	-1
4 その他の運輸交通業			1		-1	
5 貨物取扱業	7		10	1	-3	-1
1 陸上貨物取扱業	1		2		-1	
2 港湾運送業	6		8	1	-2	-1
6 農業	55	1	59	4	-4	-3
1 農業	28		28	1		-1
2 林業	27	1	31	3	-4	-2
7 畜産・水産業	54	1	56		-2	1
8 商業	131		112		19	
1 卸売業	24		25		-1	
2 小売業	98		77		21	
3 理美容業			1		-1	
4 その他の商業	9		9			
9 金融・広告業	10		14		-4	
11 通信業	10		8		2	
12 教育・研究業	8		8			
13 保健衛生業	84		118		-34	
1 医療保健業	34		46		-12	
2 社会福祉施設	48		70		-22	
3 その他の保健衛生業	2		2			
14 接客娯楽業	47		59		-12	
1 旅館業	10		15		-5	
2 飲食店	22		17		5	
3 その他の接客娯楽業	15		27		-12	
上記以外の事業	51		55	1	-4	-1
10 映画・演劇業	1				1	
15 清掃・と畜業	20		26	1	-6	-1
16 官公署			3		-3	
17 その他の事業	30		26		4	
陸上貨物運送事業（4－3・5－1）	109		94	1	15	-1
第三次産業（8～17）	341		374	1	-33	-1

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したものです。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

10月1日から7日は全国労働衛生週間です

10月1日から7日は全国労働衛生週間です。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保をすることを目的に、昭和25年から実施しており、本年度で64回目です。

本年の全国労働衛生週間のスローガンは、

「健康管理 進める 広げる 職場から」

です。このスローガンは、近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルスの不調などの健康問題が重要となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一体となって健康管理を進め、労働者の心とからだの健康が確保された職場の実現を目指すことを表したものです。

全国労働衛生週間の準備期間であります9月1日から30日に開催した説明会（県内20箇所）、各種広報など通じ、この全国労働衛生週間中に実施する事項として、次の取り組みを各事業場に対しお願いしています。

- 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

（労働基準部健康安全課）

第64回 全国労働衛生週間

10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。

10月1日～7日を本週間、9月1日～30日を準備期間として、各職場での安全衛生についての見回りやスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

＜スローガン＞

健康管理 進める 広げる 職場から

平成25年度のスローガンは、近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルスの不調などの健康問題が重要な課題となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の心とからだの健康が確保された職場の実現を目指すことを表したものです。324点の応募作品の中から決定しました。

「全国労働衛生週間」に実施する事項

- 事業者、総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故・緊急時の災害を想定した訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

「準備期間」に実施する事項

日ごろの労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図りましょう。

- 健康管理の推進
- 労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- 作業環境管理の推進
- 作業管理の推進
- 労働衛生教育の推進
- 職場における受動喫煙防止対策の推進
- 粉じん障害防止対策の徹底
- 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- 熱中症予防対策の徹底
- 電離放射線障害防止対策の徹底
- 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインにおける労働衛生管理対策の推進
- 化学物質の管理の推進
- 石綿障害予防対策の徹底
- 酸素欠乏症などの防止対策の推進
- 心とからだの健康づくりの継続的、計画的な実施のための体制の実施・充実
- 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成と推進
- 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組の推進
- 職場におけるHIV／エイズに関する理解と取組の推進
- 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会



厚生労働省

主な取組事項・支援体制

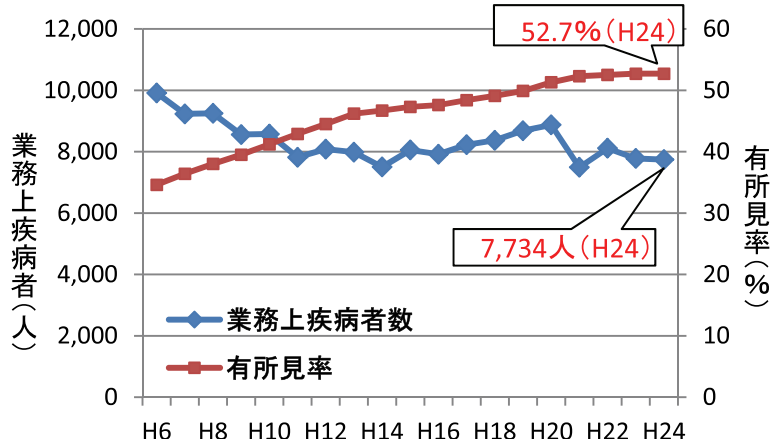
職場の健康診断実施 強化月間

健康診断の実施は事業者の義務です。

9月を「職場の健康診断実施 強化月間」として、健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく保健指導など、労働者の健康管理を進めてください。

労働衛生の現状

(業務上疾病者数・定期健診有所見率の推移)



※各年度の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告などに関する統計結果を公表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html>

メンタルヘルス対策支援センター

メンタルヘルス対策に関する事業者の取組を支援するために、都道府県にメンタルヘルス対策支援センターを設置しています。

<http://www.rofuku.go.jp/yobo/mental/tabid/114/Default.aspx>

こころの耳

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

携帯サイト
(QRコード)



第12次労働災害防止計画

厚生労働省では、産業構造や社会情勢の変化などに対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成25年～29年の5年間を対象とする「第12次労働災害防止計画」を4月にスタートさせました。

全体目標として、平成29年までに、労働災害による死亡者数、死傷者数（休業4日以上）とも15%（平成24年比）以上減少させることを掲げました。

また、「重点とする健康確保・職業性疾病対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、個別に期間中の目標を設定しています。

産業保健推進センター・地域産業保健センター

■産業保健推進センター

産業医などの産業保健スタッフへの専門的相談、研修などを実施しています。

■地域産業保健センター

労働者数が50人未満の小規模事業場で働く人などを対象に、健康相談の実施などの産業保健サービスを提供しています。

受動喫煙防止対策に関する支援事業

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。今年度から助成金制度を拡充しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

第8次粉じん障害防止総合対策

今年度から平成29年度までの5年間、第8次粉じん障害防止総合対策を推進します。

腰痛予防対策

休業4日以上職業性疾病のうち、6割を占める職場での腰痛。社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しているため、今年度から指針を改定し、適用範囲を福祉・医療分野などに広げるとともに、腰に負担の少ない介護介助法を加えました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

熱中症予防対策の推進

9月も気温が高いことが予想されるため、通知（5月21日）に基づいた、職場での熱中症対策を推進してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/h25necchuusou.html>

職場における化学物質管理について

化学物質を取り扱う事業場では、基本情報であるSDS（安全データシート）を入手し、活用することが必要です。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeisei03.html>

10月1日から、1, 2-ジクロロプロパンによる洗浄・払拭業務を行わせる場合、健康障害防止措置が義務づけられます

特定化学物質障害予防規則等が改正されました。

この改正により、1, 2-ジクロロプロパンに健康障害防止措置が義務づけられ、改正政省令は、平成 25 年 10 月 1 日から施行・適用されます。（一部経過措置があります。）

この改正により、1, 2-ジクロロプロパンを 1%を超えて含有する物による洗浄・払拭業務を行わせる場合は、次のような健康障害防止措置を講じなければなりません。（適用される既定の一部です。）

- ◎作業主任者の選任
- ◎作業環境測定
- ◎作業の記録
- ◎健康管理手帳
- ◎局所排気装置等の設置
- ◎作業場への掲示
- ◎健康診断

鹿児島労働局としては、特定化学物質による健康障害を予防するため、あらゆる機会を通じて改訂内容の周知を図るとともに、必要な健康障害防止措置についての指導を行っていきます。

この改正内容については、鹿児島労働局ホームページ新着情報「特化則等が改正され、1, 2-ジクロロプロパンに健康障害防止措置が義務づけられました（10 月 1 日施行・適用）」からご確認ください。

※「1, 2-ジクロロプロパン」とは

オゾン層破壊物質の代替品として、主に 1990 年代中ごろから 2012 年ごろまでに販売されたインク洗浄剤に含まれています。主な有害性・性状・用途は次のとおりです。

主な有害性	性状	用途の例
1,2-ジクロロプロパン		CAS No. 78-87-5
発がん性：長期間にわたる高濃度ばく露により胆管がん発症につながる蓋然性が高い その他：中枢神経抑制、眼と気道の刺激性、溶血性貧血、肝臓及び腎臓の障害	特徴的な臭気のある無色の液体。（沸点 96℃、蒸気圧 27.9kPa(20℃)）	金属用洗浄剤、印刷用洗浄剤、他の製剤の原料・中間体及び中間体含有物

（労働基準部健康安全課）

特定化学物質障害予防規則等を改正しました

1,2-ジクロロプロパンについて 健康障害防止措置が義務づけられます

改正政省令は、平成25年10月1日から施行・適用します。
(一部には経過措置があります)

厚生労働省では、事業場において労働者が有害物にさらされる（ばく露）状況を把握するため、「有害物ばく露作業報告制度」を設けています。この報告に基づき、リスク評価を実施し、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質については、必要な規制を実施しています。

今回のリスク評価の結果、1,2-ジクロロプロパンについて規制が必要とされましたので、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則を改正しました。

目次

今回の改正による主な規定の適用一覧	1
1,2-ジクロロプロパンに係る有機溶剤中毒予防規則の準用	1
有害性・性状・用途	2
容器・包装への表示（ラベル）	2
規制対象の範囲	2
1,2-ジクロロプロパン規制の概要	3
発散抑制措置等と呼吸用保護具（有機則の準用）	3
局所排気装置など設置の例外と呼吸用保護具	3
必要な保護具の備え付け	4
作業主任者	4
作業環境測定	5
健康診断	6
特別管理物質としての措置	8
その他の措置	8
有機則の準用の適用除外	9
健康管理手帳	10



今回の改正による主な規定の適用一覧

条 文		規制内容	1,2-ジクロロプロパンを 1%を超えて含有する物	1,2-ジクロロプロパン1% 以下、かつ有機溶剤と合計 して5%を超える物
安 衛 法	57	表示(1,2-ジクロロプロパンを0.1%以上含有する場合)	●	
	57の2	文書の交付(同上)	●	
	88	計画の届出	●	
特 定 化 学 物 質 障 害 予 防 規 則	2	定義	「エチルベンゼン等」	
	2の2	適用除外(業務)	●(洗浄または拭拭業務以外全て)	
	12の2	ぼろ等の処理	●	×
	22,22の2	設備の改造等	●	×
	24	立入禁止措置	●	×
	25	容器等	堅固な容器	●
			容器等への表示と保管	×
			空容器の保管上の措置	●
			貯蔵場所の設備	●
	27(28)	作業主任者の選任	●(有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任)	
	36	作業環境の測定 (1,2-ジクロロプロパン)	実施	●
			記録の保存	●(30年)
	36の2	測定結果の評価 管理濃度	●(30年)	●(30年)
			10ppm	
	36の3、36の4	評価の結果に基づく措置	●	
	37	休憩室	●	×
	38	洗浄設備	●	×
	38の2	喫煙、飲食等の禁止	●	×
	38の3	掲示	●	×
	38の4	作業の記録	●(30年)	×
	38の8	特別規定	有機則の準用	
	39～40の3	健康診断 (1,2-ジクロロプロパン)	雇入れ・配置替え、定期	●
			配転後	●
			記録の保存	●(30年)
	41	健康診断結果の報告	●	
	42	緊急診断	●	●(一部適用)
	43～45	呼吸用保護具等の備え付け	●	×
	53	記録の報告(事業場廃止時)	●	×

1,2-ジクロロプロパンに係る有機溶剤中毒予防規則の準用

条文	規制内容	1,2-ジクロロプロ パンを1%を超え て含有する物	1,2-ジクロロプロ パン1%以下、 かつ有機溶剤と 合計して5%を 超える物
有 機 溶 剤 中 毒 予 防 規 則	1 定義	●	
	2～4 適用除外(許容消費量)	●	●
	5 第1種、第2種有機溶剤に係る設備	●	
	6 第3種有機溶剤に係る設備(タンク等の内部)	●	
	7～13 適用除外(周壁開放・臨時・短時間・設置困難等)	●	
	14～18の3 局排等の性能要件等	●	
	20～23 定期自主検査、点検、補修	●	
	24 掲示	●	
	25 区分の表示	●	
	26 タンク内作業	●	
	27 事故時の退避等	●	
有 機 溶 剤 中 毒 予 防 規 則	28 作業環境の測定 (有機溶剤混合物)	実施	●*
		記録の保存	●*(3年)
	28の2 測定結果の評価	●*(3年)	●(3年)
	28の3、28の4 評価の結果に基づく措置	●*	●
	29～30の2の2 健康診断 (有機溶剤混合物)	雇入れ、定期	●*
		記録の保存	●*(5年)
	30の3 健康診断結果の報告	●*	●
	31 健康診断の特例	●*	●
32～34	送気マスク又は有機ガス用 防毒マスクの使用 保護具の数等	●	
		●	

* 1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤を合計して5%以下のものを除く

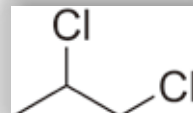
◆このパンフレットでは、法令の名称を次のように略記しています。

労働安全衛生法→安衛法 労働安全衛生規則→安衛則 労働安全衛生法施行令→安衛令
 特定化学物質障害予防規則→特化則 有機溶剤中毒予防規則→有機則
 特定化学物質障害予防規則別表→特化則別表

1,2-ジクロロプロパンが 安衛法による表示対象物質、特定化学物質の第2類物質の「エチルベンゼン等」の中に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。

有害性・性状・用途

主な有害性	性状	用途の例
1,2-ジクロロプロパン		CAS No. 78-87-5
発がん性: 長期間にわたる高濃度ばく露により胆管がん発症につながる蓋然性が高い。 その他 : 中枢神経抑制、眼と気道の刺激性、溶血性貧血、肝臓及び腎臓の障害	特徴的な臭気のある無色の液体。 (沸点96℃、蒸気圧27.9kPa(20℃))	金属用洗浄剤、印刷用洗浄剤、他の製剤の原料・中間体及び中間体含有物



容器・包装への表示（ラベル）

安衛法第57条、安衛令第18条など

1,2-ジクロロプロパン、これを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要

表示事項

- ①名称②成分③人体に及ぼす影響④貯蔵または取扱い上の注意
⑤表示者の氏名、住所、電話番号⑥注意喚起語⑦安定性及び反応性⑧標章

▶平成25年10月1日から義務化

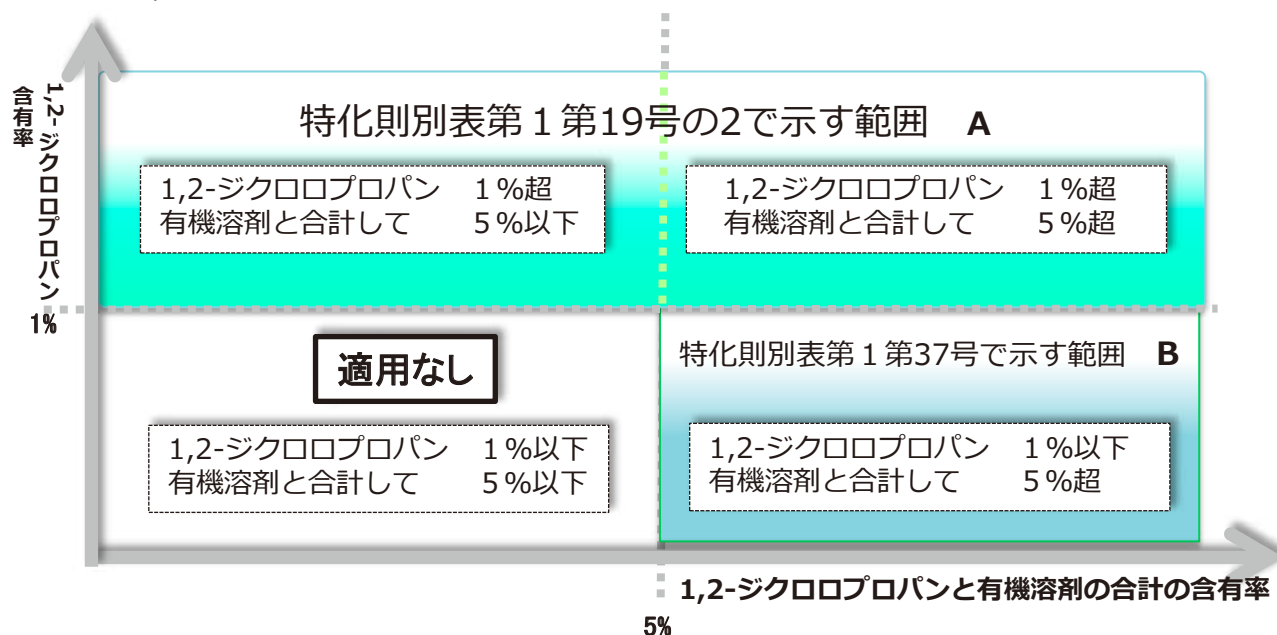
※主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

※平成25年10月1日時点で既に存在する物については、平成26年3月31日までは適用除外

規制対象の範囲

特化則第2条の2

- ◆対象となる業務は、1,2-ジクロロプロパン、1,2-ジクロロプロパン含有物を用いて行う洗浄、または払拭業務（以下「1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」という）で、屋内作業場などにおいて行うもの（屋内作業場等の範囲は有機溶剤中毒予防規則と同じ）
※[容器・包装への表示]については洗浄、または払拭用に限らず、すべての物が対象
◆対象となる1,2-ジクロロプロパン含有物は以下の図のA、Bの部分



1,2-ジクロロプロパン規制の概要

A,Bの区分は前ページ下図も参照

	1,2-ジクロロプロパンの含有量	規制の概要
A	1,2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%を超えるもの	発がん性に着目し、他の特定化学物質と同様の規制を適用。ただし、発散抑制措置、呼吸用保護具等については有機則の規定を準用
B	1,2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%以内で、かつ1,2-ジクロロプロパンと有機則の有機溶剤の合計含有量が重量の5%を超えるもの	有機溶剤と同様の規制

発散抑制措置等と呼吸用保護具（有機則の準用）

特化則第38条の8
有機則の規定を準用

	A	B
発散抑制措置（局所排気装置等の設置、性能、定期自主検査など）	○	○
送気マスク、有機ガス用防毒マスクの使用など	○	○
必要な保護具の備え付け	○	×

屋内作業場などにおいて1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に労働者を従事させるときは、1,2-ジクロロプロパンの蒸気に労働者がばく露することを防止するため、次の措置を講じることが必要

- 1,2-ジクロロプロパンが発散する屋内作業場での発散抑制措置（発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置などの設置）
- 局所排気装置、プッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届け出など
 - ・構造、性能などについて一定の要件を満たすこと（局所排気装置の制御風速など）
 - ・1年以内ごとに1回の定期自主検査、メンテナンス後などの点検が必要
 - ・設置計画の届け出（設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届け出が必要）

▶平成26年10月1日から義務化 ただし、平成25年10月1日～平成26年9月30日に製造・取扱い設備を新設する場合は、新設する時点から。2の届け出は、発散抑制設備を平成25年12月31日までに設置・移転・変更しようとする場合は不要

局所排気装置など設置の例外と呼吸用保護具

有機則の規定

有機則の規定の準用により、第1種または第2種有機溶剤などに該当する場合、全面形マスク以外は有機則と同じ。条文は有機則のもの

発散抑制措置の原則の例外		発散抑制のための設備		呼吸用保護具	
		局所排気装置等の原則	全体換気装置	送気マスク(第32、33条)	有機ガス用防毒マスク(第33条)
発散抑制措置の原則(第5条)		○			
屋内作業場の周壁が開放の場合(第7条)		—	—	—	—
臨時の作業の場合(第8条)	タンク等の内部	—	○	○	○
	タンク等の内部以外	—	—	—	—
短時間の作業の場合(第9条)	タンク等の内部	—	—	○	—
	タンク等の内部以外	—	○	○	○

吹付け作業のみ

発散抑制措置の原則		発散抑制のための設備		呼吸用保護具	
		局所排気装置等の原則	全体換気装置	送気マスク(第32、33条)	有機ガス用防毒マスク(第33条)
壁、床、天井について行う業務の場合(第10条)	タンク等の内部以外	—	○	○	○
	タンク等の内部	—	○	○	○ 全面形マスク
他の屋内作業から隔離の場合(第11条)		—	○	○	○
代替施設の設置の場合(第12条)		—	—	—	—
労働基準監督署長の許可を受けた場合(第13条～第13条の3)		—		○(一部)	○(一部)

上記のほか、以下の作業に呼吸用保護具が必要

◆屋内作業場等において、プッシュプル型換気装置のブース内の気流を乱す恐れのある形状の物について作業を行う場合(第33条1項6号) ◆屋内作業場等において、蒸気の発散源を密閉する設備を開く作業(第33条1項7号)	送気マスクまたは有機ガス用防毒マスク
エチルベンゼン、または有機溶剤等を入れたことのあるタンク内の作業(第32条1項1号)	送気マスク

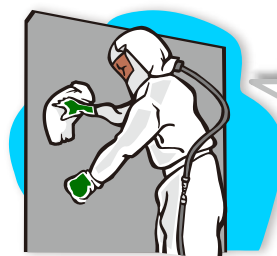
必要な保護具の備え付け

(特化則第43条から第45条)

同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持



防毒マスク
(半面形)



送気マスク
(エアラインマスク
全面形)

作業主任者

(特化則第27条、第28条)

1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務では、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要(試験研究のため取り扱う作業を除く) ▶平成26年10月1日から義務化

	A	B
作業主任者の選任	○	○

◆「有機溶剤作業主任者技能講習」を修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任

◆作業主任者の職務

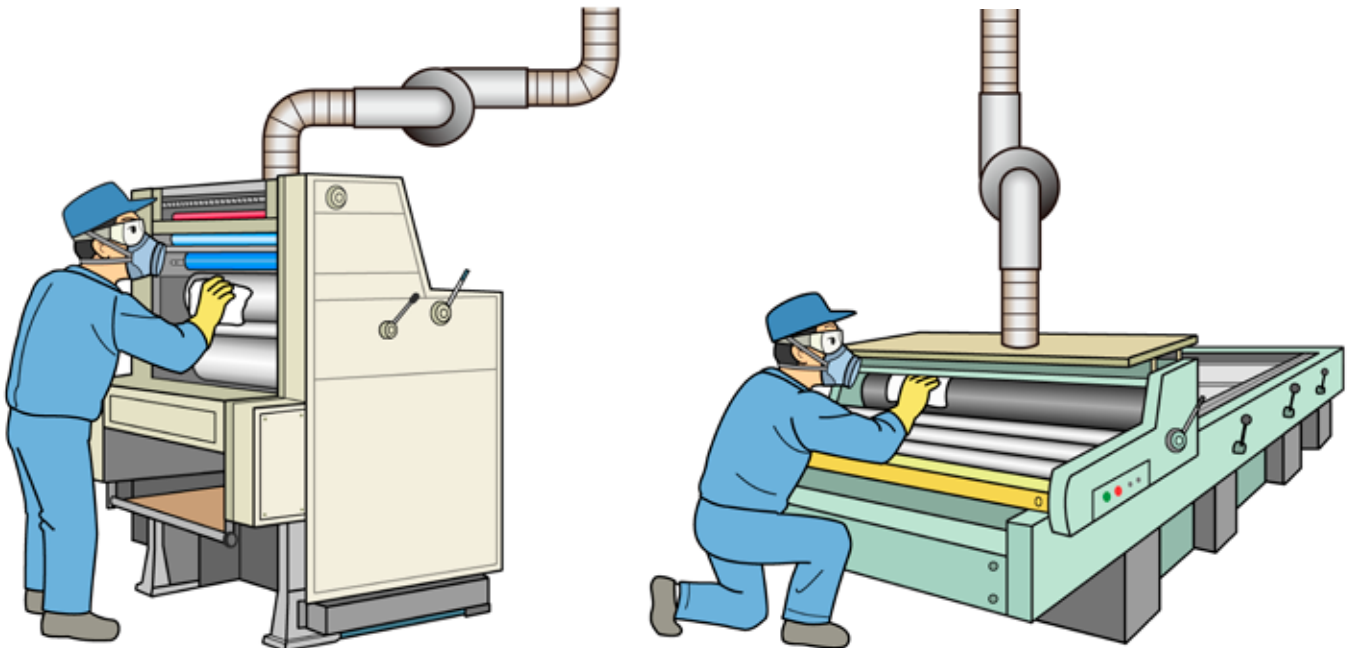
- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、または吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1カ月以内ごとに点検すること
- ③ 保護具の使用状況を監視すること
- ④ タンクの内部において1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に労働者が従事するときは、有機則第26条に定める措置が講じられていることを確認すること

1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要 ▶平成26年10月1日から義務化

	A (1,2-ジクロロプロパン1%超)		B (1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超)
	1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超	1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%以下	
1,2-ジクロロプロパンの測定	○ (30年)	○ (30年)	○ (3年)
混合有機溶剤の各成分の測定	○ (3年)	×	○ (3年)
※1,2と有機溶剤との合計5%超の場合は、有機則で測定が義務づけられている有機溶剤についても測定 ※ () 内は測定と評価の記録の保存期間			

- ◆ 6カ月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定士（国家資格）による作業環境測定を実施
- ◆ 結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じた適切な改善が必要
- ◆ 測定の記録、評価の記録を保存

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
1,2-ジクロロプロパン	10 ppm	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法



健康診断

特化則第39条～第42条、別表第3～第5

1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要 ▶平成25年10月1日から義務化

	A (1,2-ジクロロプロパン1%超)		B (1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超)
	1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超	1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%以下	
1,2-ジクロロプロパンの特殊健康診断	○ (30年)	○ (30年)	×
有機則に定める特殊健康診断	○ (5年)	×	○ (5年)
過去に従事させたことのある労働者の1,2-ジクロロプロパン特殊健康診断	○ (30年)	○ (30年)	×
緊急診断	○	○	○
※ () 内は健康診断の結果の保存期間			

- ◆ 1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ、またはその業務への配置替えの際と、その後6カ月以内ごとに1回、定期的に、規定の項目について健康診断を実施
- ◆ 当該業務に常時従事させたことがあり、現に雇用している労働者についても同じ
- ◆ 健康診断の結果（個人票）を保存
- ◆ 健康診断の結果を労働者に通知
- ◆ 特定化学物質健康診断結果報告書、有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出
- ◆ 対象物が漏洩し、労働者が汚染された時は、医師による診察、処置を受けさせる



1,2-ジクロロプロパンの特殊健康診断項目 (1,2-ジクロロプロパン1%超に適用)

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ 1,2-ジクロロプロパンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状、または自覚症状の既往歴の有無の検査
- ④ 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状、または自覚症状の有無の検査（眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に関する症状は、その業務に常時従事する労働者に対し行う健康診断におけるものに限る）
- ⑤ 血清総ビリルビン、血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（G O T）、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ（G P T）、ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（ γ -G T P）、アルカリホスファターゼ

【二次健診項目】

- ① 作業条件の調査
- ② 医師が必要と認める場合は、
 - ・腹部の超音波による検査等の画像検査
 - ・C A 19—9等の血液中の腫瘍マーカーの検査
 - ・赤血球数等の赤血球系の血液検査（網状赤血球数の検査を含む）または血清間接ビリルビンの検査（赤血球系の血液検査は、当該業務に常時従事する労働者に対し行う健康診断におけるものに限る）

有機則に定める特殊健康診断項目 (1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超に適用)

- ① 業務の経歴の調査
- ② 有機溶剤による健康障害の既往歴、尿中蛋白、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査（尿中蛋白の検査を除く）、神経内科学的検査の既往の異常所見
- ③ 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- ④ 尿中の蛋白の有無の検査

【医師が必要と認める場合】

- ① 作業条件の調査
- ② 貧血検査
- ③ 肝機能検査
- ④ 腎機能検査（尿中の蛋白の検査を除く。）
- ⑤ 神経内科学的検査

【健康診断実施上の留意点】

- ◆「作業条件の簡易な調査」は、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の当該物質の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、この物質の蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状況などについて、医師が主にこの労働者から聴取するものである。このうち、環境中のこの物質の濃度に関する情報の収集は、この労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者などからあらかじめ聴取する方法がある。
- ◆1,2-ジクロロプロパンの特殊健康診断項目（1,2-ジクロロプロパン1%超に適用）と有機則に定める特殊健康診断（1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤の合計5%超に適用）とを併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はない。
- ◆健康診断の結果の記録については、それぞれの規則に基づき作成し保存する。
- ◆健康診断の実施結果についてはそれぞれ特定化学物質健康診断結果報告書及び有機溶剤等健康診断結果報告書を作成し、所轄労働基準監督署に提出する。

特別管理物質としての措置

特化則第38条の3、38条の4、38条の8

取扱い上の注意事項など下表の事項を、作業に従事する労働者が見やすい作業場などに掲示

▶平成25年10月1日から義務化

	A	B
1,2-ジクロロプロパンについて ✓ 名称 ✓ 人体に及ぼす影響 ✓ 取扱い上の注意事項 ✓ 使用すべき保護具	○	—
有機溶剤について ✓ 人体に及ぼす影響 ✓ 取扱い上の注意 ✓ 中毒が発生した時の応急措置	○	○
有機溶剤等の区分（色分け等の方法）	○	○

作業の記録の保存

常時作業に従事する労働者について、1カ月以内ごとに次の事項を記録、30年間保存

- ・労働者の氏名
- ・従事した作業の概要と従事期間
- ・1、2-ジクロロプロパンにより著しく汚染されたとき、その概要と事業者が講じた応急措置

▶平成25年10月1日から義務化

	A	B
記録と保存期間	○30年	—

その他の措置

特化則第12条の2、特化則第22条、第22条の2、第24条、38条の2、第38条の8、第53条（有機則第26条、27条準用）

▶平成25年10月1日から義務化

		A	B
ばら等の処理 （特化則第12条の2）	対象物に汚染されたばら（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に収めておく	○	－
設備の改造等の作業（特化則第22条、22条の2）		○	－
立入禁止措置（特化則第24条）	関係者以外の立入禁止とその旨の表示	○	－
休憩室、洗浄設備の設置（特化則第37条及び第38条）		○	－
喫煙、飲食の禁止（特化則第38条の2）		○	－
容器等 （特化則第25条）	運搬・貯蔵時、堅固な容器の使用	○	○
	容器等への表示と一定の場所での保管	○	－
	空容器を一定の場所で保管	○	○
	貯蔵場所の立入禁止と排気設備	○	○
タンク内作業、事故の場合の退避 （特化則第38条の8（有機則第26条、27条準用））		○	○
事業を廃止する場合、測定・健診・作業の記録等を労基署へ報告 （特化則第53条）		○	－

有機則の準用の適用除外

消費する有機溶剤などの量が少量で、許容消費量を超えない場合に、有機則準用の適用除外対象になるかどうかは下表のとおりです。

規制内容	A	B
発散抑制措置、呼吸用保護具、タンク内作業	適用除外対象	適用除外対象
作業主任者	適用除外とならない	適用除外対象
作業環境測定	有機溶剤の測定の部分のみ 適用除外対象	適用除外対象
特殊健康診断	有機溶剤の測定の部分のみ 適用除外対象	適用除外対象

【適用除外の要件】

- ◆屋内作業場等（タンク等の内部以外の場所）
作業時間 1 時間に消費する有機溶剤等の量が、常態として許容消費量を超えないとき
- ◆タンク等の内部
1 日に消費する有機溶剤等の量が、許容消費量を常に超えないとき

消費する有機溶剤等の区分	有機溶剤等の許容消費量
第 1 種有機溶剤等	$W = 1 / 15 \times A$
第 2 種有機溶剤等	$W = 2 / 5 \times A$
第 3 種有機溶剤等	$W = 3 / 2 \times A$
備 考 W = 有機溶剤等の許容消費量（単位 グラム） A = 作業場の気積（床面から4mを超える高さにある空間を除く。単位：m ³ ） ただし、気積が150m ³ を超える場合は、150m ³ とする	

- ◆消費する有機溶剤等の量にはエチルベンゼン等（1,2-ジクロロプロパンを含む）の量が含まれる
- ◆作業環境測定、特殊健康診断については、所轄の労働基準監督署長の適用除外認定が必要。署長認定を受けていない場合には、たとえ消費量が少量であっても、作業環境測定や健康診断等の実施が必要

1,2-ジクロロプロパンを取り扱う業務が 健康管理手帳交付対象業務になりました

健康管理手帳

安衛則第53条（安衛法第67条）

制度概要

1, 2-ジクロロプロパンを取り扱う業務に従事していた方に対し、離職時、または離職後に、健康管理手帳を交付します。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6カ月に1回、無料で受けることができます。

対象業務

1, 2-ジクロロプロパン（重量の1パーセントを超えて含有する製剤、その他の物を含む）を取り扱う業務（厚生労働省令※で定める場所における印刷機、その他の設備の清掃の業務に限る）

※厚生労働省令で定める場所とは、屋内作業場やタンク、船倉、坑の内部など通風の悪い場所

交付要件

対象業務に3年以上従事した経験があること

対象者

対象業務に従事していた方※

※対象業務を行っていたが、転職・退職により、現在は対象業務から離れている方も含みます。

施行日

平成25年10月1日

条文の参照は
電子政府の総合窓口（e-GOV） 法令データ提供システム
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

お問い合わせ先・・・都道府県労働局、または労働基準監督署
（所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei03.html>では、
改正内容などの詳細を順次掲載する予定です。

（平成25年8月作成）

10月1日から、食料品加工用機械についての規定を追加した改正「労働安全衛生規則」が施行されます

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 58 号）が平成 25 年 4 月 22 日に公布され、食料品加工用機械は平成 25 年 10 月 1 日から施行されます。

改正の趣旨及び内容は次のとおりです。

- ① 食品加工用機械を原因とする休業 4 日以上之死傷労働災害が年間 2,000 件程度発生しており、その中には、指の切断など後遺障害が残る重篤なものも多く含まれている一方で、その特性に応じた労働災害防止措置が規定されていないことから、食品加工用機械による労働災害の防止を図るために必要な措置（機械の種類により、覆い、囲い、柵等の設置や内容物を取り出すときの運転停止など）が規定されました。
- ② 食品加工用機械を含めた機械一般について、目詰まり等の調整時の労働災害が多いことから、基準として必要な措置（機械の安全装置等の点検、整備、機能の保持等の徹底）が規定されました。

鹿児島労働局としては、食品加工用機械による労働災害を予防するため、あらゆる機会を通じて改訂内容の周知を図るとともに、必要な安全対策についての指導を行っていきます。

この改正内容については、鹿児島労働局ホームページ新着情報「平成 25 年 10 月 1 日から、食料品加工用機械についての規定を追加した改正「労働安全衛生規則」が施行されます」からご確認ください。

（労働基準部健康安全課）

食品加工用機械を使用して作業を行う事業者の皆さまへ 食品加工用機械を製造する製造者の皆さまへ

平成25年10月1日から、食品加工用機械についての規定を追加した
改正「労働安全衛生規則」が施行されます

平成25年10月1日から、食品加工用機械について、作業の特性に応じた安全対策を義務付けた労働安全衛生規則（以下「安衛則」という）が施行されます。（平成25年4月12日に改正安衛則が公布されました。）

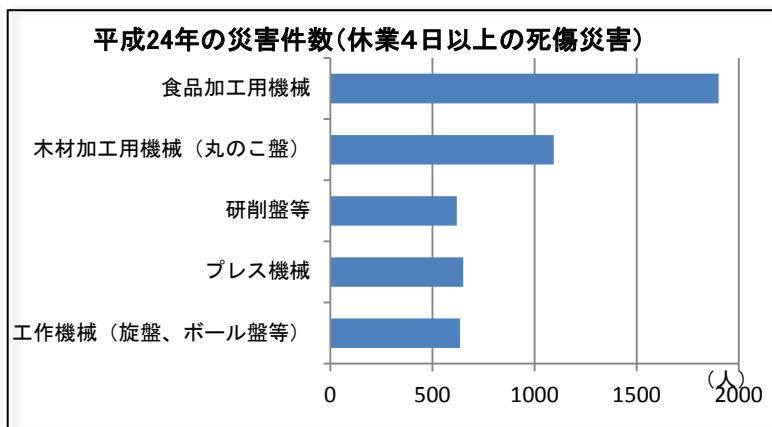
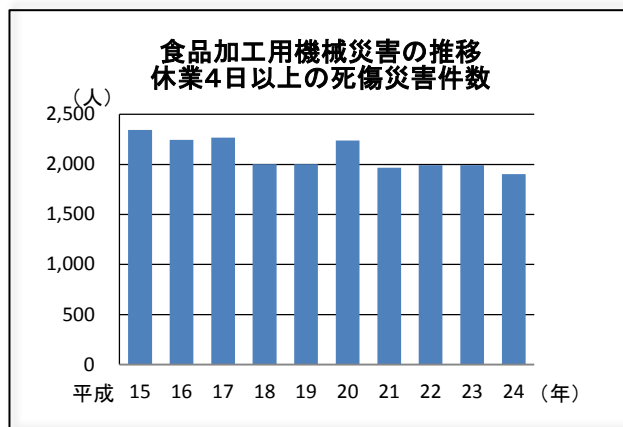
食品加工用機械による休業4日以上死傷災害は、年間2,000件近く発生しており、他の産業機械による災害に比べ、特に多い状況にあります。

災害内容も、身体部位の切断や挫滅（組織がつぶれること。）により身体に障害が残る可能性のあるものが全体の1/4を占めています。

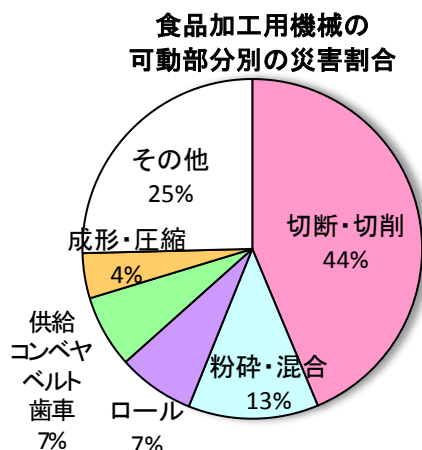
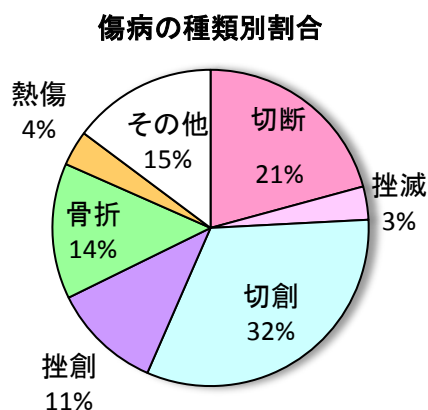
このような状況を踏まえ、機械の危険な部分への覆いの設置や、食品の原材料の送給・取り出し時の運転停止、用具の使用などが義務付けられました。

改正安衛則の内容をまとめましたので、食品加工用機械の安全な使用のためにお役立てください。

災 害 件 数

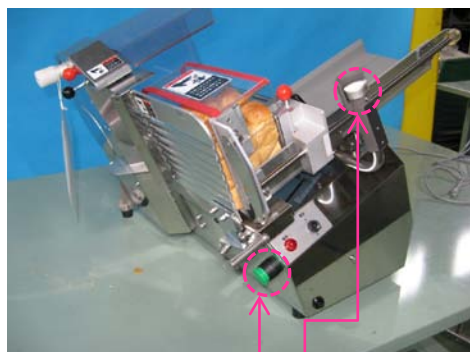


食品加工用機械による傷病及び災害原因となった機械の可動部分の内容（労働安全衛生総合研究所調べ）



食品加工用機械及び安全装置の事例

1 食品加工用切断機(両手操作式制御装置付きスライサー)



始動ボタン



2つのボタンを両手で操作している間のみ、刃が回転する。
(片手をボタンから離したときは刃が急停止。)

2 食品加工用粉砕機・混合機



インターロック機構(可動式覆いを閉じないと回転部が動かない機能)を有するミキサー



ホールド・トゥ・ラン制御装置(可動式覆いを開いた状態のときでも、ボタンを押している間に限り、低速で回転する。)を有するミキサー

3 イネーブル装置とホールド・トゥ・ラン制御装置



「イネーブル装置」

連続的に操作するとき、機械が機能することを許可するための補足的な手動操作装置(写真では黄色の部分で、適度に握った状態で稼働を許可し、手を握りしめても、手を離しても機械が停止する3ポジションタイプのもの。)

「ホールド・トゥ・ラン制御装置」

手動制御器を作動させている間に限り危険な機械機能を起動し、かつ、低速運転を維持する制御装置。(写真では人差指部のボタン)

1 食品加工用切断機・切削機の対策(安衛則第 130 条の2～4)

安衛則第130条の2(切断機等の覆い等)

事業者は、食品加工用切断機又は食品加工用切削機の刃の切断に必要な部分以外の部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

留意事項

平成25年4月12日付基発第0412第13号通達。以下「13号通達」といいます。

- ①「食品加工用切断機又は食品加工用切削機」とは、スライサー、チョップカッター、バンドソー等の刃部により、食品の原材料の切断又は切削を行う機械をいうこと。
- ②「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。
- ③「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置が含まれること。

安衛則第130条の3(切断機等に原材料を送給する場合における危険の防止)

- 1 事業者は、前条の機械(原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。)に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

安衛則第130条の4(切断機等から原材料を取り出す場合における危険の防止)

- 1 事業者は、第130条の2の機械(原材料の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。)から原材料を取り出す場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

留意事項

「13号通達」

- ①第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、原材料を送給し、又は取り出す際に機械の可動部が労働者の手の届く範囲にある場合をいうこと。
- ②第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「機械の運転停止」に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに可動部を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。
- ③第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「用具」には、可動部分との接触を防止することができる大きさ及び形状の押し板及び取出し器具が含まれること。
- ④第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「用具等」の「等」には、手動で送給する装置で可動部分との接触を確実に防止できるもの、両手操作式制御装置及び金属製又は特殊な化学繊維製の保護手袋が含まれること。ただし、保護手袋については、機械の危険性に応じて有効なものを選択する必要があること。
- ⑤第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「用具等」について、機械に附属する専用のものがある場合には、これを他の用具等で代替することは適当でないこと。

2 食品加工用粉砕機・混合機の対策(安衛則第130条の5～7)

安衛則第130条の5(粉砕機等への転落等における危険の防止)

- 1 事業者は、食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが90センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全帯(労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号の安全帯をいう。以下同じ。)を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等を設けなければならない。
- 3 労働者は、第1項ただし書きの場合において、安全帯その他の命綱(以下「安全帯等」という。)の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

留意事項

「13号通達」

- ①第130条の5第1項の「食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機」とは、ミキサー、ミル、らいかい機等の回転する可動部分によって、食品の原材料の粉砕、破砕、混合、混練又は攪拌を行う機械をいうこと。
- ②第130条の5第2項の「開口部」には、転落のおそれのある開口部だけでなく、機械の可動部分を囲う容器の開放されている部分を含め、それを經由して労働者の身体の一部が機械の可動部分に届く場合の当該開口部が含まれること。なお、安衛則第142条第2項の「開口部」についても、同様であること。
- ③第130条の5第2項の「開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるとき」とは、機械の開口部及び可動部分の位置、大きさにより、労働者の身体の一部が機械の可動部分に届く場合をいうこと。ただし、機械の駆動力等が次のいずれにも該当するなど、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。なお、安衛則第142条第2項についても同様であること。
 - ア 機械の駆動力が、労働者の自らの力で回転を止めることができ、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度であること。
 - イ 機械の駆動速度が、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度であること。
 - ウ 機械の可動部分の形状が、鋭利でないこと。
- ④第130条の5第2項の「蓋、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「蓋、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。
- ⑤第130条の5第2項の「蓋、囲い等」の「等」には、光線式安全装置が含まれること。

安衛則第130条の6(粉砕機等に原材料を送給する場合における危険の防止)

- 1 事業者は、前条第1項の機械(原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。)に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

安衛則第130条の7(粉碎機等から内容物を取り出す場合における危険の防止)

- 1 事業者は、第130条の5第1項の機械(内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。)から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

留意事項

「13号通達」

- ①第130条の6第1項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、労働者が原材料を送給する位置や機械の開口部等の原材料を送給する部分の位置、大きさ、さらには機械の可動部の位置、可動範囲から、原材料を送給する労働者の身体の一部が機械の可動部分に接触する可能性がある場合をいうこと。ただし、第130条の5の留意事項③のアからウまでのいずれにも該当する場合は、これに含まれないこと。
- ②第130条の6第1項及び第130条の7第1項の機械の運転の停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。
- ③第130条の6第1項及び第130条の7第1項の「用具」には、可動部分との接触を防止することができる大きさ及び形状のトレイ及び柄杓が含まれること。
- ④第130条の6第1項及び第130条の7第1項の「用具等」の「等」には、可動部分の形状が鋭利でない機械に備え付けられたホールド・ツウ・ラン制御装置であって、労働者の身体の一部が接触しても負傷しない程度まで回転速度を下げて運転させることができるものが含まれること。
- ⑤第130条の6第1項及び第130条の7第1項の「用具等」について、機械に附属する専用のものがある場合には、これを他の用具等で代替することは適当でないこと。
- ⑥食品加工用粉碎機及び食品加工用混合機は、万が一、労働者の身体の一部が巻き込まれた場合に、離脱が容易な構造とすることが望ましいこと。

3 食品加工用ロール機の対策(安衛則第130条の8)

安衛則第130条の8(ロール機の覆い等)

事業者は、食品加工用ロール機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

留意事項

「13号通達」

- ①第130条の8の「食品加工用ロール機」とは、製麺用ロール機、製菓用ロール機等の食品の原材料を圧延する機械をいうこと。
- ②「労働者に危険を及ぼすおそれのある部分」には、労働者の身体の一部が届くロール部が含まれること。ただし、機械の駆動力が、労働者が自らの力で回転を止めることができ、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。
- ③第130条の8の「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。
- ④第130条の8の「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置及び作業を行う労働者が自ら操作できる急停止装置が含まれること。ただし、当該急停止装置を設ける場合には、原材料の送給に必要な箇所を除き、覆い又は囲いを設ける必要があること。
- ⑤食品加工用ロール機は、万が一、労働者の身体の一部が巻き込まれた場合に、離脱が容易な構造とすることが望ましいこと。

4 食品加工用成形機・圧縮機の対策（安衛則第130条の9）

安衛則第130条の9（成形機等による危険の防止）

事業者は、食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機に労働者が身体の一部を挟まれること等により当該労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、囲い等を設けなければならない。

留意事項

「13号通達」

- ① 第130条の9の「食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機」とは、おにぎりの成形機、マカロニの押し出し機、果実の圧搾機等の圧力を加えることによって食品の原材料の成形、型抜き、圧縮又は圧搾を行う機械をいうこと。
- ② 「挟まれること等」の「等」には、機械に巻き込まれることが含まれること。
- ③ 「労働者に危険を及ぼすおそれがあるとき」には、労働者の身体の一部が機械の成形部又は圧縮部に届く場合が含まれること。ただし、機械の駆動力が、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。
- ④ 第130条の9の「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。
- ⑤ 第130条の9の「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置及び両手操作式制御装置が含まれること。

5 食品加工用機械に係るその他の留意事項について

留意事項1

「13号通達」

- ① 食品加工用機械に設ける安全装置、覆い、囲い等については、安衛則第28条及び第29条の規定に基づく点検、整備、機能の保持等を徹底する必要があること。

参考

「関係法令」

安衛則第28条（安全装置等の有効保持）

事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等（以下「安全装置等」という。）が有効な状態で使用されるようそれらの点検及び整備を行わなければならない。

安衛則第29条

- 1 労働者は、安全装置等について、次の事項を守らなければならない。
 - ① 安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせないこと。
 - ② 臨時に安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせる必要があるときは、あらかじめ、事業者の許可を受けること。
 - ③ 前号の許可を受けて安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなった後、直ちにこれを現状に復しておくこと。
 - ④ 安全装置等が取りはずされ、又はその機能を失ったことを発見したときは、すみやかに、その旨を事業者に申し出ること。
- 2 事業者は、労働者から前項第④号の規定による申出があったときは、すみやかに、適切な措置を講じなければならない。

留意事項2

「13号通達」

- ② 食品加工用機械を取り扱う労働者に対し、安衛則第35条の雇入れ時等の教育の実施を徹底する必要があること。なお、同条第1項第1号から第4号までの事項に関する教育の省略が認められている飲食店においても、当該事項に関する教育を行うことが望ましいこと。

また、食品加工用機械の安全な取扱い方法を定めた作業手順書を作成し、これにより作業を行うよう労働者に対する教育を行うとともに、作業手順書に基づいて作業が行われていることを定期的に確認することが望ましいこと。

参考

「関係法令」

安衛則第35条(雇入れ時等の教育)

- 1 事業者は、労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。ただし、労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種の事業場の労働者については、第①号から第④号までの事項についての教育を省略することができる。

- ①機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- ②安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- ③作業手順に関すること。
- ④作業開始時の点検に関すること。
- ⑤～⑧(略)

- 2 (略)

労働安全衛生法施行令第2条の業種

- 1号 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業

- 2号 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

- 3号 その他の業種

留意事項3

「13号通達」

- ③ 食品加工用機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分については、安衛則第101条第1項及び第2項の規定に基づく覆い、囲い等の設置を徹底する必要があること。

参考

「関係法令」

安衛則第101条(原動機、回転軸等による危険の防止)

- 1 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。
- 2 事業者は、回転軸、歯車、プーリー、フライホイール等に附属する止め具については、埋頭型のものを使用し、又は覆いを設けなければならない。
- 3 ～ 5(略)

6 機械の「調整の作業」を機械の運転停止義務の範囲に追加 (安衛則第107条)

機械による危険の防止に関する一般基準である労働安全衛生規則第107条に、機械(刃部を除く。)のそうじ、給油、検査、修理の作業に加え、「調整の作業」を行う場合も、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、機械の運転停止義務の範囲に追加されました。

これは、食品加工用機械のみならず、機械全体に適用されます。

安衛則第107条(掃除等の場合の運転停止等)

- 1 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

留意事項

「13号通達」

- ①第1項の「調整」の作業には、原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の除去等、機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業や機械の設定のための作業が含まれること。
- ②第1項の機械の運転停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに機械の可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。
- ③第1項ただし書きの「覆いを設ける等」の「等」には、次の全ての機能を備えたモードを使用することが含まれること。なお、このモードは、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成19年7月31日付け基発第0731001号)の別表第2の14(3)イに示されたものであること。
 - ア 選択したモード以外の運転モードが作動しないこと。
 - イ 危険性のある運動部分は、イネーブル装置、ホールド・ツゥ・ラン制御装置又は両手操作式制御装置の操作を続けることによってのみ動作できること。
 - ウ 動作を連続して行う必要がある場合、危険性のある運動部分の動作は、低速度動作、低駆動力動作、寸動動作又は段階的操作による動作とすること。
- ④第1項の「調整」の作業を行うときは、作業手順を定め、労働者に適切な安全教育を行うこと。
- ⑤第2項の「当該機械の起動装置に表示板を取り付ける」措置を講じる場合には、表示板の脱落や見落としのおそれがあることから、施錠装置を併用することが望ましいこと。

(参考)

〇リスクアセスメント関連資料・教材一覧

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/>

厚生労働省ホームページ > 分野別の政策 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > リスクアセスメント

◆このリーフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署まで

平成25年度「均等・両立推進企業表彰」受賞企業 鹿 児 島 製 茶 株 式 会 社 に 決 定 ！

厚生労働省では、「女性の能力発揮を促進するための積極的な取組」及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、模範となる取組を推進している企業を表彰しています。（資料1「均等・両立推進企業表彰」実施要領）

本年度、鹿児島労働局では、均等推進企業部門鹿児島労働局長優良賞の受賞企業として、**鹿 児 島 製 茶 株 式 会 社**を選定しました。

同社は、営業、商品開発部門への積極的配置などによる職域拡大や管理職への登用など、女性の活躍促進に積極的に取り組み、成果を上げています。

詳細は資料2のとおりです。

表彰式は、10月9日（水）15時から鹿児島労働局西千石庁舎別館会議室（鹿児島市）で行います。

全国の受賞企業については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）で紹介しています。

（雇用均等室）

「均等・両立推進企業表彰」実施要領

1 趣旨・目的

我が国では、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備することが求められている。このためには、企業が「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」のそれぞれについて、その相乗効果を生かしつつ、推進することが必要である。

このため、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」又は「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいうべき取組を推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知することにより、上記のような職場環境の整備の促進に資する。

2 表彰の種類

(1) 均等・両立推進企業表彰

厚生労働大臣最優良賞

(2) 均等推進企業部門

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

(3) ファミリー・フレンドリー企業部門

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

3 表彰の対象

(1) 均等・両立推進企業表彰

厚生労働大臣最優良賞

男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備する企業として、特に他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が顕著である企業

(2) 均等推進企業部門

ア 厚生労働大臣優良賞

女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が認められる企業

イ 都道府県労働局長優良賞

地域において、女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進している企業

ウ 都道府県労働局長奨励賞

地域において、女性の能力発揮を促進するための取組を推進していると認められる企業

(3) ファミリー・フレンドリー企業部門

ア 厚生労働大臣優良賞

仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいえるべき取組を推進し、その成果が認められる企業

イ 都道府県労働局長優良賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいえるべき取組を推進している企業

ウ 都道府県労働局長奨励賞

地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を推進していると認められる企業

4 募集及び応募

- (1) 募集は年1回、公募により行うものとし、対象は、別紙1「均等・両立推進企業表彰基準」(以下「表彰基準」という。)を満たす企業とする。
- (2) ファクシミリ又は郵送にて送付された応募用紙は、各都道府県労働局雇用均等室において受け付ける。なお、応募は電子申請でも受け付ける。

5 選考及び決定の方法

- (1) 応募書類の審査を行った後、都道府県労働局雇用均等室が、取組内容等の詳細についてのヒアリングを実施する。
- (2) 都道府県労働局長は、ヒアリング結果を基に、表彰基準を満たす企業の中から、都道府県労働局長賞の受賞企業及び厚生労働大臣賞の候補企業を決定し、厚生労働大臣に対し、厚生労働大臣賞候補企業の推薦を行う。
- (3) 厚生労働大臣は、推薦された企業の中から、厚生労働大臣最優良賞及び厚生労働大臣優良賞の受賞企業を決定する。

6 その他

- (1) 実施要領、表彰基準及び応募用紙は厚生労働省ホームページに掲載する。
- (2) 選考結果は、都道府県労働局雇用均等室が応募企業に通知する。
- (3) 受賞企業には、毎年10月に表彰状の授与等を行う。

均等推進企業部門 鹿児島労働局長優良賞

鹿児島製茶株式会社

所在地：鹿児島県鹿児島市 業種：製造業 従業員数：約 132 人

1 ポジティブ・アクション取組体制

◇ 社長をトップとするポジティブ・アクション推進体制を定め、取組を進めている。

2 ポジティブ・アクション取組内容

◇ 営業、商品開発部門に女性の配置拡大を目標に掲げ、次の取組を行った。

- 男女とも使いやすい設備を導入する。
- 業務マニュアルを整備し、各業務に必要な仕事の手順等を明確化する。
- 社内研修や社外セミナーに参加させる。
- 女性営業職の登用にあたり、前任の営業担当者が担当企業への同行訪問や営業スキルアップのセミナーに参加させる。

◇ 女性の管理職登用について、係長以上に就けることを目標に掲げ、以下の取組を行った。

- 人事考課基準を明確化した上で、社内報等により人事考課基準を全社員に対して周知する。
- 育児・介護等による休業がハンディにならない人事制度を構築する。
- 目標面接制度(業務目標等を各労働者が定め、所属長等とキャリア形成、自分の希望、悩み等も含めて相談できる)を導入する。

3 ポジティブ・アクション取組成果

◇ 現在、営業、商品開発部門に3名の女性が配置され、新商品の開発等に携わるなど、女性の職域が拡大している。

◇ 現在、女性の管理職に課長相当職2名、係長相当職7名の登用を行った。

◇ 女性の継続就業が可能となる職場環境整備として、短時間正社員制度の導入、年次有給休暇の半日単位・時間単位で取得できる制度の整備、リフレッシュ休暇制度の導入を行い、制度の利用促進に伴い労働者の定着が図られた。